○国土交通省告示第八百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉の木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　静岡県駿河國安倍郡大河内村大字有東木字大檜地内三等三角点有東木を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四〇度三八分三〇秒　八九〇・六二一メートルの地点　一号

標柱一号から三二二度一一分三六秒　三・四五一メートルの地点　二号

標柱二号から三五四度〇八分三八秒　九・二一四メートルの地点　三号

標柱三号から〇度一七分四〇秒　一三・六二九メートルの地点　四号

標柱四号から三一一度四八分四五秒　一五・四九一メートルの地点　五号

標柱五号から三三〇度〇六分四七秒　三・二四九メートルの地点　六号

○国土交通省告示第八百五十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第十九条の三十第三項において準用する第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十六年七月三十日

二　登録番号　4

三　登録船級協会の名称　American Bureau of Shipping

四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America

五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki

ロ　静岡県駿河國安倍郡大河内村大字有東木字大檜地内三等三角点有東木を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と十四号を明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四一度五六分一五秒　一〇〇三・一八五メートルの地点　七号

標柱七号から三一八度五二分〇九秒　一六・二七六メートルの地点　八号

標柱八号から一八度五八分三一秒　三・一一九メートルの地点　九号

標柱九号から一一六度四七分〇七秒　二・七九四メートルの地点　十号

標柱十号から三度三五分三三秒　一四・六三六メートルの地点　十一号

標柱十一号から三五一度三三分〇八秒　一七・一四二メートルの地点　十二号

標柱十二号から五度二九分三〇秒　三・四三八メートルの地点　十三号

標柱十三号から二八四度〇八分五四秒　一五・九九八メートルの地点　十四号

ハ　静岡県駿河國安倍郡大河内村大字有東木字大檜地内三等三角点有東木を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十五号と十六号を結んだ線及び標柱十五号と十六号を明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四一度五〇分五三秒　一〇〇四・一五五四メートルの地点　十五号

標柱十五号から三一九度三〇分二六秒　三四・一四二メートルの地点　十六号

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１―１　アーバンスクエア横浜
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１―１　アーバンスクエア横浜
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通７丁目１―１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常盤町４丁目４―６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７―１　住友生命ビル

○関東地方整備局告示第三百二十七号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十六年八月二十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

○中国地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前	Ａ　一四・五〇～二一・〇〇メートル	四二・〇〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一四・五〇～二一・〇〇メートル	四二・〇〇～一三二・〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	下関市武久町二丁目五六二番一から同市武久町二丁目六九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十日